

川島町学校跡地・施設利活用検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 学校規模の適正化に伴い閉校となった出丸小学校と小見野小学校の校舎、屋内運動場、敷地（以下「学校跡地・施設」という。）の利活用方策を協議検討し、検討結果を町長に報告するため、川島町学校跡地・施設利活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 地域及び地域団体等の代表者
- (2) 産業界及び金融機関の関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 公簿による委員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認めるもの

(任期)

第3条 委員の任期は、平成32年3月31日までとする。

2 委員の欠けた場合の補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は政策推進課が行う。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。